

○山口県警察の通信指令業務に関する訓令

平成21年11月27日

本部訓令第26号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、通信指令室及び警察署通信室の行う指令等の範囲その他の山口県警察における通信指令業務について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信指令業務 第9条第1項各号及び第10条第1項各号に掲げる活動をいう。
- (2) 通信指令システム データ伝送回線を通じて電子計算機と端末装置を接続し、プログラムを組み合わせて運用するシステムで、通信指令業務に供するために構築したものをいう。
- (3) 緊急重要事件 山口県警察の緊急配備に関する訓令（昭和46年山口県警察本部訓令第9号）第3条各号に掲げる事件をいう。
- (4) 緊急事態 山口県警察における緊急事態の初動措置に関する要綱（令和元年12月16日付け山口備備第299号）第2条第1号に規定する事案をいう。
- (5) 要急事件 山口県警察の緊急配備に関する訓令第4条に規定する事件をいう。
- (6) 要急事故 緊急事態に該当しない事故等のうち、速やかに初動的な措置を講ずる必要があると認められるものをいう。
- (7) 通信指令業務従事者 通信指令室及び警察署通信室において、通信指令業務に従事する警察官をいう。

(地域運用課長)

第3条 地域部地域運用課長（以下「地域運用課長」という。）は、通信指令業務が迅速かつ的確に行われるように所要の調整を行い、部下職員を指揮監督する。

(通信指令官)

第4条 地域部地域運用課通信指令官（以下「通信指令官」という。）は、地域運用課長の指揮を受け、通信指令室における通信指令業務を指揮監督する。

(通信指令業務責任者)

第5条 警察署に、通信指令業務責任者を置く。

- 2 通信指令業務責任者は、執務時間（山口県の執務時間に関する規則（平成元年山口県規則第38号）第1項に規定する執務時間をいう。以下同じ。）にあっては地域課長（地域第一課長及び地域・交通課長を含む。）を、執務時間以外の時間にあ

っては当直主任をもって充てる。

- 3 通信指令業務責任者は、警察署長の指揮を受け、警察署通信室における通信指令業務を指揮監督する。

(通信指令業務従事者)

第6条 地域部地域運用課（以下「地域運用課」という。）に勤務する通信指令業務従事者は、通信指令官の指揮を受け、通信指令室における通信指令業務を処理する。

- 2 通信指令室の通信指令業務従事者の勤務は、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号）第2条に規定する交替制勤務とする。

第7条 警察署長は、所属の警察官の中から警察署通信室における通信指令業務従事者を指定するものとする。この場合において、当該通信指令業務従事者が出張、病気その他の理由により不在のときは、通信指令業務責任者がその都度代理者を指定するものとする。

- 2 前項の通信指令業務従事者は、通信指令業務責任者の指揮を受け、警察署通信室における通信指令業務を処理する。

(通信指令業務に係る留意事項)

第8条 通信指令業務従事者は、通信指令業務に当たっては、規則第2条に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 110番通報及び署通報（警察署に通報される緊急通報をいう。以下同じ。）の受理に当たっては、通報者の立場、心情等を理解した上で、冷静沈着かつ的確に対応すること。
- (2) 通話は、簡潔明瞭を旨とすること。
- (3) 指令、手配、通報等（以下「指令等」という。）並びに報告及び連絡は、迅速かつ的確に行うこと。
- (4) 地理、地形及び地物に精通すること。
- (5) 通信指令システムその他の通信指令業務で使用する機器の適正な保守管理及び技能の向上に努めること。
- (6) 通信指令業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(通信指令室における通信指令業務)

第9条 通信指令室は、地域運用課において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 110番通報その他の緊急通報を受理すること。
 - (2) 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。
 - (3) 指令等を行うこと。
 - (4) 指令等に係る措置結果の確認を行うこと。
 - (5) 無線通話の統制を行うこと。
- 2 通信指令室の通信指令業務従事者は、110番通報を受理したときは、その内容を通信指令システムに登録するとともに、その内容から判断して初動的な措置を講

ずる必要があると認めるときは、警察署長等に対して指令等を行うものとする。

3 通信指令室は、緊急重要事件、緊急事態、要急事件、要急事故その他の警察事象に係る通報又は報告について緊急の措置を要すると認めるときは、緊急配備（山口県警察の緊急配備に関する訓令に規定する緊急配備をいう。以下同じ。）に係る指令等を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

4 通信指令官は、前項の初動的な措置に必要な情報を収集するため、無線局を指定し、被害状況等を報告させることができる。

（警察署通信室における通信指令業務）

第10条 警察署通信室は、警察署において、通信指令室の活動を補い、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 署通報を受理すること。

(2) 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。

(3) 指令等を行うこと。

(4) 指令等に係る措置結果の確認を行うこと。

(5) 署活系の無線通話の統制を行うこと。

2 警察署通信室の通信指令業務従事者は、前条第2項の規定による指令等を受けたとき又は署通報を受理したときは、その内容を別に定める110番通報（署通報）受理用紙に記録するものとする。

3 警察署通信室の通信指令業務従事者は、署通報を受理した場合において、その内容から判断して初動的な措置を講ずる必要があると認めるときは、所属の警察官に対して指令等を行うものとする。

4 警察署通信室は、前条第3項の規定による指令等を受けたとき又は事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認めるときは、緊急配備（当該警察署に係るものに限る。）に係る指令等を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間に当該警察署が行う初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両及び警察用船舶の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

5 警察署通信室は、前項の初動的な措置を講ずるときは、直ちにその旨を通信指令室に報告しなければならない。

（現場臨場警察官の報告）

第11条 警察官は、通信指令室又は警察署通信室からの指令等に係る現場に臨場しようとするとき又は臨場したときは、直ちにその旨を報告しなければならない。

2 指令等に係る現場に臨場した警察官は、速やかに次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 事案の概要

(2) 事案に対する措置の状況

(3) その他初動的な措置を講ずるために必要な事項

3 前2項に規定する報告は、通信指令室からの指令等にあつては通信指令官及び通信指令業務責任者に、警察署通信室からの指令等にあつては通信指令業務責任者に報告するものとする。

(緊急報告)

第12条 警察官は、緊急重要事件、緊急事態、要急事件、要急事故その他の緊急の措置を要する警察事象が発生したことを認知したときは、所属長又は事案の発生地を管轄する警察署長等を経ることなく、直ちに通信指令官に報告しなければならない。

2 通信指令官は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに第9条第3項に規定する措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第13条 通信指令業務従事者は、通信指令業務に当たっては、他の都道府県警察の通信指令室その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(指導教養)

第14条 地域運用課長及び警察署長は、通信指令業務の専門性にかんがみ、通信指令業務従事者に対し、職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、通信指令業務について必要な事項は、別に定める。